

諸外国における著作権の登録制度

平成 22 年度著作権委員会 第 1 部会

河野登夫, 松波祥文, 佐藤祐介, 山口康明, 井上 正,
木村達矢, 木村純平, 石神恒太郎, 斉藤由紀

目 次

1. まえがき
2. インドにおけるコンピュータ・プログラム著作権の登録制度
 - 2-1. はじめに
 - 2-2. 申請
 - 2-3. 審査・登録
 - 2-4. おわりに
3. ヨーロッパにおける著作権の登録制度
 - 3-1. はじめに
 - 3-2. フランス
 - 3-3. ベネルクス三国
 - 3-4. 法的効果
4. 中国におけるコンピュータ・プログラム著作権の登録制度
 - 4-1. はじめに
 - 4-2. 申請
 - 4-3. 審査, 承認
5. 諸外国における著作権の登録制度

1. まえがき

日本の著作権法 17 条 2 項は

「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」

と規定しており、登録は権利発生の要件ではない。また、著作権の保護に関するベルヌ条約 5 条 1 項及び 2 項には

「(1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほ

か、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」

と、日本の著作権法と同趣旨の規定があり、登録を権利発生の要件としていない。

一方で日本の著作権法 75 条～77 条には 75 条（著作者の実名の登録）、76 条（著作物の第一発行 / 公表年月日の登録）、76 条の 2（プログラムの著作物についての創作年月日の登録）及び 77 条（著作権の登録）

が規定されている。77 条における著作権の登録とは、下記一号及び二号に記載されたものである。

「一 著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）若しくは信託による変更又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限」

実名、第一発行 / 公表年月日および創作年月日は登録によってそれらが推定されるという効果が得られる。著作権の登録は第三者対抗要件である。プログラムのみ財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）で、他は文化庁で登録が行われる。

そしてベルヌ条約には、このような、権利発生自体に関係しない登録制度を禁止する規定はない。

2010 年度著作権委員会の第一部会は諸外国における同様の制度の有無について調査した。調査対象国は人口、GDP または一人当たり GDP が 20 位以内の国、インターネット普及率が上位である国および日本とのビジネスが多い国を基準に選択した。情報入手先は対象国の弁理士、弁護士事務所である。

同様の調査は WIPO によって行われ、12ヶ国についてその結果が 2005 年に発表されている。図らずも 2010 年に再調査が行われ、より多くの国についての調査結果が WEB で公開されている（<http://www.wipo>。

int/copyright/en/registration/replies_survey_copyright_registration.html)。当部会が入手した情報の確認及び補充に WIPO の情報を利用した。

調査結果を後掲の一覧表にまとめた。弁理士の業務に関係が深いコンピュータプログラムの登録の可否情報は有用であろうと思われる。

なお、インド、ヨーロッパ及び中国における登録制度の概要を以下に紹介する。

(河野登夫)

2. インドにおけるコンピュータ・プログラム著作権の登録制度

会員 山口 康明

2-1. はじめに

インド著作権法では、コンピュータ・プログラムは「言語の著作物」に含まれると規定されている(第2条(o), (y)(i))。また、この言語の著作物を含む全ての著作物を対象とする著作権登録制度が設けられている(第X章)。

以下に、コンピュータ・プログラムを中心にインドにおける著作権登録制度の概要を説明する。

2-2. 申請

1) 登録事項

コンピュータ・プログラムを含む全ての著作物の名称または表題、著作者・発行者または著作権者の名称および住所、その他の所定事項が登録の対象となる(第44条)。

2) 登録機関

人材開発省内の著作権局が、著作権登録簿に必要な事項を登録する(44条)。著作権登録簿の様式および記載事項は、規則によって定められる(78条(2)(e))。

3) 登録申請者

著作者・発行者・著作権者および利害関係者が著作権登録を申請できる(45条(1))。会社の従業員が業務上作成したコンピュータ・プログラムについては、原則として、従業員が著作者、使用者が最初の著作権者である(2条(d)(i), (d)(vi), 17条(c))。

4) 登録申請の手続

申請者は、所定の書式で作成した申請書に所定の料金(Government Fee)を添えて著作権局に提出する(45条(1))。「所定の料金」は、コンピュータ・プログラムについては\$1、他の著作物については、著作物の種類によって\$9~\$13である(以上いずれもルピー

から米\$へ換算)。なお、代理人手数料は、概ね、\$200~\$400である。

2-3. 審査・登録

1) 登録申請の審査

著作権登録の申請は、方式がチェックされた後、所定の条件を満たすかが審査される(45条(2))。条件を満たさないと判断された場合は、審査報告書が作成され、申請者(又は代理人)に送付される。一方、登録要件を満たすと判断された場合、および審査報告書で指摘された不備が修正された場合は、申請に基づいて著作権登録される(45条(2))。

2) 申請から登録までの期間

平均して数ヶ月であるが、近年は、コンピュータ処理により短縮化が図られている。

3) 著作権登録の効果

ベルヌ条約に従い、著作権登録は権利の得喪の条件として規定されていない。一方で、著作権登録簿は、これに記載された明細についての一応の証拠となる(48条)。著作権登録簿に記載された明細の写しや抄録で著作権局長が認証・押印したものは、全ての裁判所において証拠として採用され得る(48条)。そのため、実務上は、著作権登録簿は発行日や権利の帰属等の証拠として有効であると考えられている。

4) 登録事項の訂正

著作権登録簿の記載事項について、著作権者または被害者は著作権局長に対して訂正を申請できる。訂正の申請があった場合、著作権局長によって修正される(49条)。また、著作権局長または被害者からの申請に基づき、著作権審判委員会が訂正を命じることができる(50条)。

何れの訂正も、錯誤や偶発的な過誤による誤記等の場合に限られる(49条, 50条)。

5) 登録事項の公表、閲覧

著作権登録簿に記載された事項や訂正された事項は、官報等により公表される(50A条)。また、何人も、著作権登録簿およびその索引を閲覧できる(47条)。なお、オンラインでのリアルタイム検索および閲覧は未対応である。

2-4. おわりに

近年の著作権侵害訴訟の件数は減少傾向にあるが、プログラムを含む著作権登録の件数は逆に増加傾向にある。この理由として、著作権侵害訴訟では他の民事訴訟に比べて高額の損害賠償額が認定される傾向があ

り、著作権登録により著作権侵害訴訟を有利に進めたい、という著作権者側の思惑が影響していると考えられる。

3. ヨーロッパにおける著作権の登録制度

会員 木村 達矢

3-1. はじめに

ヨーロッパでは、著作権の登録制度を有する国は少ない。回答が得られた国の中ではドイツ及びオーストリアにおいて無名又は変名の著作物の実名を登録する制度がある。登録官庁は、ドイツは特許庁であり、オーストリアは法務省となっている。実名の登録をすると、無名又は変名の著作物について権利期間が公表時ではなく、その著作者の死亡時から起算される。

他のヨーロッパ諸国では、著作権の登録制度そのものではなくとも、一般的な公証ないし預託・寄託制度を利用して、特定の日に著作物が存在したことを証明することができる。

3-2. フランス

フランスにはソロー封筒 (SOLEAU envelope) という一種の預託制度がある。ソロー封筒は、2つの封筒を相対する長辺で接合した構造であり (日本の往復はがきの封筒版といったところか)、差出人はこの2つの封筒部の各々に全く同一の内容物 (CD-ROM や FD は入れられない) を封入してフランス知的財産庁 (French National Industrial Property Institute) に送付する。フランス知的財産庁は、受領日を公証して2つの封筒の一方を差出人に返送し、他方は封印された状態で保管する。万一、何らかの紛争が生じた場合には、差出人は法廷においてこれらを開封し照合することにより、封入された内容物が当該日付に存在したことを証明できる。日本の私署認証や公正証書にあたると思われるが、同一の内容物がフランス知的財産庁にも保管されていることから、内容物に修正・加工を加える余地がなく、より信頼性が高いものといえる。ただし、内容物自体は私文書であり、その成立の真正 (当該文書が本人の意思に基づいて作成されたこと、偽物でないこと) を証明するものではない。

3-3. ベネルクス三国

ベネルクス三国には、I-DEPOT というフランスのソロー封筒に類似する制度がある。I-DEPOT に使用される封筒は、ソロー封筒と同様に2つの封筒を相対する長辺で接合した構造であり、同一の内容物を各封

筒に封入してベネルクス知的財産庁 (the Benelux Intellectual Property Office, 以下 BIPO という) に送付する。BIPO は、一方の封筒を差出人に返信し、他方を保管する。ただし、I-DEPOT 封筒には CD-ROM や FD を封入することもできるほか、文書や図面をオンラインにより提出できソロー封筒より利便性が高くなっている。ベネルクス知的財産庁に保管される期間は5年であり、さらに5年間更新ができる。

3-4. 法的効果

このような預託制度は、特定の日に、ある著作物 (著作物に限らず、アイデア、コンセプト、フォーマット、プロトタイプ、発明、デザイン、ソフトウェア、音楽等表現できるものであれば何にでも利用できる) が存在したことを証明するために利用できる。ただし、これらの制度は、あくまでも当該日付に対象物が存在していたことを証明するにすぎず、預託により何らかの法的な権利を発生させるものではない。すなわち、発明や意匠については、それぞれ出願・登録しなければ権利は発生しないし、著作権を主張するにはその対象物を独自に (依拠したものではなく) 創作したこと又は創作した者から承継したことを証明する必要がある。また、これらの制度はその内容物が公開されないので新規性を喪失しない反面、特許・意匠について他人の後願を排除する効果がないことにも留意する必要がある。ただし、著作権はベルヌ条約加盟国であれば、何らの方式を要することなく創作と同時に発生するから、ある特定の日に著作物が存在したことが証明できれば、少なくとも当該日付より後に発生した著作権との関係では、それに依拠することはあり得ないので、非侵害の立証に有用であるといえよう。

4. 中国におけるコンピュータ・プログラム著作権の登録制度

会員 井上 正

4-1. はじめに

中国では、ソフトウェア産業の発展の促進等のために、ソフトウェア登録を奨励している。しかしながら、中国におけるソフトウェア登録は外国人にとってはあまり馴染みのないものと思われるので、ここに簡単に紹介する⁽¹⁾。

4-2. 申請

(1) 登録申請人

ソフトウェアの著作権者である自然人または法人がソフトウェア著作権の登録を申請できる。共同開発のソフトウェアを著作権登録する場合、全著作権者のうち代表となる一名の著作権者を定めることができ、他の著作権者に損害を与えないことを前提に単独で申請できる。代理人が申請することもできる。

(2) 登録機構

国家版權局がソフトウェア著作権の登録管理業務を主管しており、国家版權局により中国版權保護センターがソフトウェア登録機構として認定されている。

(3) 登録資料

ソフトウェア登録については以下の資料を中国版權保護センターに直接の手渡しまたは書留郵便で提出する。

① ソフトウェア著作権登録申請表

中国版權保護センターの制定する統一記入用紙が使用され、申請人により捺印（署名）されなければならない。

② ソフトウェアの識別資料

ソフトウェアの識別資料には、プログラムと保存書類とが含まれる。

③ 関連する証明文書

証明文書には、自然人、法人その他の組織の身分証明等が含まれる。

(4) 取り下げ等

申請人は、登録申請が承認される前であれば、申請

の取り下げを請求できる。また、ソフトウェア著作権登録人は、すでに登録された事項の変更、補充ができる。

4-3. 審査, 承認

(1) 審査期間

申請書類の受け取った日が受理日とされる。中国版權登録センターは、受理日から60日以内に審査を完了しなければならない。

(2) 承認

登録が認可される場合、登録証書が交付され、公告される。ソフトウェア著作権登録申請書の記入内容が不完全であり、補正されなかった場合等には登録が許可されない。登録が許可されない場合、その旨が書面で申請人に通知される。

(3) 登録の取り消し等

国家版權局は、最終的な司法判決または著作権行政管理部門による行政処罰決定にもとづいて登録を取り消すことができる。また、申請人の申請にもとづいて登録が取り消される。登録証書が紛失または損壊した場合には、再発行または交換を申請できる。

注

(1)より詳細には、中国版權保護センターのウェブ・サイト (<http://www.ccopyright.com.cn/cpcc/>) を参照されたい。

(原稿受領 2011. 7. 12)

5. 諸外国における著作権の登録制度

国名	登録対象	効果	登録官庁	代理人	費用	登録実績	備考
韓国	著作者の実名、著作物の創作年月日等。コンピュータ・プログラムを含む。	著作者としての推定等	文化体育観光部	文化体育観光部長官に申告した著作権代理仲介業者	オフィシャル・フィー 31,800 ウォンから 83,800ウォン 代理人費用 10万ウォンから30万ウォン	2007年 26,017 2008年 23,678 2009年 24,225	
中国	著作物の創作日等。コンピュータ・プログラムを含む。	裁判における著作権の有効性の一応の証拠	著作権保護センター	IP エージェンシー、法律事務所、コンサルティング会社	種類、複雑さ等によるので提示するのは困難	2011年上半期 44,676件 (コンピュータプログラムのみ)	
台湾	コンピュータ・プログラムを含む著作物	法的効果なし	官庁は責任を負わず、私的な組織が登録を扱っている	資格は無いが、弁護士等がすべき	コンピュータプログラム (1 ディスク以内) のオフィシャル・フィーはNT\$4,000からNT\$8,000 代理人費用はNT\$8,000程度	統計データは無いが、ある組織が扱った単年度登録件数は約1,000件	
香港	無し						
マレーシア	無し						

諸外国における著作権の登録制度

シンガポール	無し						
ベトナム	著作物の創作日等。 コンピュータ・プログラムを含む。	著作権者としての証拠、 営業活動の助けとなる	著作権局	法律事務所、 コンサルタント会社	オフィシャル・フィー US\$ 6 から37程度（著作物による） 代理人費用 US\$200 程度	毎年 3,000 件から 4,000件程度	
インドネシア	書籍、コンピュータ・プログラムを含む著作物	著作物の販売、使用についての独占的な権利	The Directorate General of Intellectual Property Rights under the Ministry of Justice	IPコンサルタント、 弁護士	コンピュータ・プログラムについては、 オフィシャル・フィー US\$45 代理人費用US\$150	約6,500件（2009年）	
タイ	コンピュータプログラムを含む文学、演劇、美術、音楽、映像、映画、音声記録、音・映像の放送、その他の文学的・科学的・芸術的著作物	裁判における著作権の有効性の証拠	the Department of Intellectual Property (DIP) Ministry of Commerce 内	規定なし	オフィシャル・フィー 無 代理人費用 US\$800 ～1,000（タイムチャージ）	約 21,000 件 （2009年）	
フィリピン	コンピュータプログラムを含む文学的及び美術的著作物（書籍、新聞、講演、演劇、絵画、地図、写真など）並びに文学的及び美術的著作物の二次的著作物	寄託証の発行 他の法律に規定する国立図書館及び最高裁判所図書館への追加の著作物の寄託が免除	国立図書館及び最高裁判所図書館	規定なし	オフィシャル・フィー US\$10 代理人費用 US\$250		
インド	コンピュータプログラムを含む全ての著作物の名称又は表題並びに著作者、発行者及び著作権者の名称及び住所等	著作権登録に法的効果はないが、実務上は、著作権登録簿は発行日や権利の帰属等の証拠として有効	人材開発省内の著作権局（の登録官）	弁護士	\$250～\$350 著作物によって異なる	不明（非常に少数と思われる）	
パキスタン	芸術・文学・演劇・音楽・コンピュータソフトウェア及び映画の著作物に関する、名称、著作者・出版（公表）者・著作権者の氏名及び住所等	著作権は、著作物をいかなる態様かを問わず制作・再制作し、講演を行わない、著作物またはその本質的部分を公に頒布し、未公表の著作物またはその本質的部分を公表する独占的権利である。著作権の登録は著作権保護の条件ではないものの、裁判において明白な証拠になる。	知的財産機構内の著作権庁	法律事務所	登録申請費用（オフィシャルフィー＋代理人費用）：\$375/件 法的要件として、登録申請に係る著作物を特定して地方紙に公示する必要あり（\$500-600）	2007 年度 1,237 件、2008 年度 1,500件	申請～登録まで通常18～20ヶ月
オーストラリア	無し						
ニュージーランド	無し						
イスラエル	無し						著作権法無し
ドイツ	無し。ただし、無名又は変名の作品について実名をドイツ特許商標庁に登録できる。	公表時ではなく創作者の死亡の時から70年の権利期間が起算される。	特許商標庁				
フランス	無し。ただし、証明のため創作者及び創作日を行政府に記録してもらうことを勧める。また、フランス特許庁にSOLEAU封筒にA4 7頁以下の作品を封入して預けることができる。	登録は何らの権利を生じさせるものではないが、預けた日に作品が存在したことが証明できる。	知的財産庁				
スペイン	文学、芸術、科学などの創作物	登録することにより著作者を証明することができる。	総合知財登録所（中央登録所及び地方登録所）		オフィシャルフィー 9ユーロ		
イタリア	全ての発行された又は未発行の作品（プログラムを含む）が登録可。未発行の著作物は SIAE (Società Italiana Autori ed Editori), OLAF (European Anti-Flaud Office) に預託できる。	登録により当該作品の存在及び著作者を証明することができる。	プログラムを除く発行された著作物は文化遺産庁 (Ministry of Cultural Heritage and Activities)。プログラムについてはOLAF, SIAE	著作権登録のための専門の代理人はなし	概ね29,24ユーロから261,81ユーロの範囲	公表されたデータなし	

オランダ	無し。ただし、証明のためベネルクス知的財産庁に名前及びデータを証拠としてi-DEPOTに提出しておくことができる。	特定の日に特定のアイデアやコンセプト等が存在したことを証明できる。何らの権利を付与するものではなく、作品が存在したことを証明するにすぎない。	知的財産庁			5年間で45ユーロ及び公証費用		
ベルギー	無し。ただし、証明のためベネルクス知的財産庁に名前及びデータを証拠としてi-DEPOTに提出しておくことができる。	特定の日に特定のアイデアやコンセプト等が存在したことを証明できる。何らの権利を付与するものではなく、作品が存在したことを証明するにすぎない。	知的財産庁			5年間で45ユーロ及び公証費用		
ルクセンブルグ	無し。ただし、証明のためベネルクス知的財産庁に名前及びデータを証拠としてi-DEPOTに提出しておくことができる。	特定の日に特定のアイデアやコンセプト等が存在したことを証明できる。何らの権利を付与するものではなく、作品が存在したことを証明するにすぎない。	知的財産庁			5年間で45ユーロ及び公証費用		
オーストリア	「創作者の権利に関する法」により、音楽・映像の著作物、プログラム等の著作権登録が可能。	登録により無名・変名の著作物について公表時ではなく死亡時から70年の権利期間が起算される。	法務省				登録数は不明だが少ないと思われる	
スイス	無し							
スウェーデン	無し							
ノルウェー	無し							
デンマーク	無し							
フィンランド	無し							
アイスランド	無し							
イギリス	無し							
アイルランド	無し							
ロシア	コンピュータプログラムとデータベースについて登録制度あり。他は登録できない。	登録後はそれについての専用使用権及び使用権の移転が登録される	特許庁	弁理士のみ		オフィシャルフィー：3,282件 (05年) 40US\$ (法人), 20US\$ (個人) 5,308件 (07年) 早期登録料95US\$ (30日), 111US\$ (10日), 175US\$ (5日), 225US\$ (2~3日)		
アメリカ	コンピュータプログラムを含む著作物	登録は保護要件ではない。ただし、米国著作物については、登録は連邦裁判所での権利行使の要件である。また、登録が著作物の発行前又は発行から5年以内にされた場合、登録証は、著作権の有効性について及び登録証に記載された事実についての、一応の証拠となる。	米国著作権局 (連邦議会図書館の一部局)	特記事項なし。	著作者のオリジナル作品の基本クレームをオンラインで登録する場合：35ドル	2007年：52万件 6,378件 (申請は毎年60万件以上。)	費用については、米国著作権局の以下のウェブサイト参照 (http://www.copyright.gov/docs/fees.html)	
カナダ	コンピュータプログラムを含む著作物。著作権上の利益を付与する譲渡やライセンス。	登録は保護要件ではないが、登録事項の写しは、追加の証拠なしに、カナダの裁判所で証拠能力が認められる。また、登録証については、登録された著作物に著作権があることの一応の証拠となる。	著作権局 (特許庁の1部局)	著作権の登録代理について特許や商標の代理人のような独立した資格はない。だれでも代理可。	オフィシャルフィー：65カナダドル (オンラインの場合50カナダドル)。代理人費用：440カナダドル (問合せ先事務所)。	2008年1月1日~2010年10月5日：23,421件		
メキシコ	コンピュータプログラムを含む著作物。	登録は保護要件ではないが、紛争が生じた場合の証拠となる。著作権における金銭上の権利を移転する行為、合意及び契約はPublic Copyright Registerで登録されなければ、その有効性を第三者に主張できない。	連邦著作権局 (INDAUTOR)	職業代理人はいない。だれでも代理可。	オフィシャルフィーは177メキシコペソ (約15米ドル)。	2008年：38,800件 2009年：36,800件。		

諸外国における著作権の登録制度

ブラジル	コンピュータプログラムを含む著作物	著作権の有効性と著作権者について、一応の証拠となる。実際の証拠がなくとも作者は公的な創作日を証明することができる。	詩、小説、教科書、漫画、歌、戯曲、映画などは National Library Foundation 建築プロジェクトは Regional Counsel of Engineering and Architecture ソフトウェアは Brazilian Patent and Trademark Office	職業代理人はいない。だれでも代理可。	National Library Foundation：オフィシャルフィー80レアル（約47米ドル）、代理人費用800米ドル（問合せ先事務所）。 Regional Counsel of Engineering and Architecture：オフィシャルフィーは各プロジェクトの複雑さにより事案ごとに判断される。代理人費用800米ドル（問合せ先事務所）。 Brazilian Patent and Trademark Office：オフィシャルフィーは300レアル（約175米ドル）、代理人費用は1500米ドル（問合せ先事務所）。	未公表。なお、2006年から2008年にかけて、Brazilian Patent and Trademark Officeは2,100件のソフトウェアの申請を受け付けた。	
アルゼンチン	コンピュータプログラムを含む著作物	登録は保護要件ではないが、作品を創作した日を容易に証明できるようになるという効果がある。また、関係当局から与えられる証明書があると、権利者は、より効果的にかつより容易に権利行使することができる。	著作権管理局	だれでも代理可	登録費用は10米ドルから30米ドル。代理人費用は450米ドル（問合せ先事務所）。	未公表。当局に、統計数値を要求する理由とともに書簡を提出すれば教えてくれる可能性はある。	
エジプト	コンピュータプログラム、データベース	保護及び偽造防止	IT産業開発委員会（通信情報省） IT industry Development Commission, Ministry of Communications and Information	著作権専門代理人	300 Egyptian Pounds (≒ ¥4,266, \$51)		
ナイジェリア	無し						
エチオピア	無し						